



山形県公報

平成22年4月1日(木)

号 外 (17)

目 次

議 会 関 係

訓 令

- 山形県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令…………… 1
- 山形県議会事務局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令…………… 同

告 示

- 山形県議会事務局規程の一部を改正する規程…………… 同

議 会 関 係

訓 令

山形県議会訓令第2号

議 会 事 務 局

山形県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県議会議長 佐 貝 全 健

山形県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県議会事務局文書管理規程（昭和42年3月県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
第11条第3項中「総務部文書課」を「総務部学事文書課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県議会訓令第3号

議 会 事 務 局

山形県議会事務局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県議会議長 佐 貝 全 健

山形県議会事務局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

山形県議会事務局職員被服貸与規程（昭和48年1月県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
別表中「自動車運転技士」を「行政技能員」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県議会告示第1号

山形県議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県議会議長 佐 貝 全 健

山形県議会事務局規程の一部を改正する規程

山形県議会事務局規程（昭和45年10月県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「（以下「局長」という。）」を削り、同条第2項中「自動車運転長、自動車運転技士」を「行政技能員」に改め、同条第3項の表中「局長」を「事務局長」に、

自動車運転長	上司の命を受けて自動車の運転業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。	を
自動車運転技士	自動車の運転業務に従事する。	
行政技能員	上司の命を受けて担当業務に従事する。	に改める。

第5条を次のように改める。

（事務局長の専決事務）

第5条 事務局長限りで専決することができる事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の昇格及び昇給並びに復職時等における号給等の調整に関すること。
- (2) 事務局長、次長、課長及び図書室長（以下「事務局長等」という。）の旅行命令及び復命に関すること。
- (3) 事務局長等の勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更に関すること。
- (4) 育児又は介護を行う事務局長等の深夜勤務の制限の承認に関すること。
- (5) 事務局長等の休日の代休日の指定に関すること。
- (6) 事務局長等の休暇の承認に関すること。
- (7) 事務局長等の育児休業、育児休業の期間の延長、育児短時間勤務、育児短時間勤務の期間の延長及び部分休業に係る承認に関すること。
- (8) 事務局長等の修学部分休業に係る承認に関すること。
- (9) 事務局長等の自己啓発等休業及び自己啓発等休業の期間の延長に係る承認に関すること。
- (10) 職務上の秘密に属する事項の発表の許可に関すること。
- (11) 事務局長等の職務に専念する義務の免除その他の服務に関する諸願の許可又は承認（営利企業等従事の許可及び団体役職員就任の承認を除く。）に関すること。
- (12) 職員（事務局長及び次長を除く。）の営利企業等従事の許可及び団体役職員就任の承認に関すること。
- (13) 事務局長等の勤務に係る事実証明に関すること。
- (14) 職員の研修及び福利厚生に関すること。
- (15) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職員の任免に関すること。
- (16) 公文書の開示等に係る不服審査機関の庶務に関すること。
- (17) 議事堂及び附属建物の管理に関すること。
- (18) その他議会に関する事務に関すること。

第6条を次のように改める。

（課長及び図書室長の専決事務）

第6条 課長及び図書室長（以下「課（室）長」という。）限りで専決することができる事務は次のとおりとする。

課（室）長共通

- (1) 所属職員の事務分担の決定及び変更に関すること。
- (2) 所属職員の旅行命令及び復命に関すること。
- (3) 所属職員の勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更に関すること。
- (4) 所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (5) 時間外勤務代休時間の指定に関すること。
- (6) 育児又は介護を行う所属職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関すること。
- (7) 所属職員の休日の代休日の指定に関すること。
- (8) 所属職員の休暇の承認に関すること。
- (9) 所属職員の育児休業、育児休業の期間の延長、育児短時間勤務、育児短時間勤務の期間の延長及び部分休業に係る承認に関すること。
- (10) 所属職員の修学部分休業に係る承認に関すること。
- (11) 所属職員の自己啓発等休業及び自己啓発等休業の期間の延長に係る承認に関すること。

- (12) 所属職員の職務に専念する義務の免除その他の服務に関する諸願の許可又は承認（営利企業等従事の許可及び団体役員就任の承認を除く。）に関する事。
- (13) 所属職員の勤務に係る事実証明に関する事。
- (14) 公文書の開示等に係る決定、決定の通知等に関する事。
- (15) 個人情報の開示等に係る決定、決定の通知等に関する事。
- (16) その他所管する事務のうち、定例又は軽易な事項に関する事。

総務課長

- (1) 各種証明書の交付に関する事。
- (2) 議員及び職員の身分証明書並びに記章の交付に関する事。
- (3) 自動車の配車に関する事。
- (4) 議事堂各室の使用許可に関する事。
- (5) 日々雇用職員に関する事。
- (6) 職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当についての認定及び確認並びに支給額の決定及び改定に関する事。

議事調査課長

- (1) 議案、決算及び付属書類の受付、配付に関する事。
- (2) 議事日程の配付に関する事。
- (3) 会議録の配付に関する事。
- (4) 発言通告書の受理に関する事。
- (5) 議決証明書の交付に関する事。
- (6) 請願の受付に関する事。
- (7) 定例的な各種資料の交換に関する事。
- (8) 定例的な資料の提供に関する事。
- (9) 陳情の受付に関する事。

図書室長

- (1) 図書及び資料の選定並びに保管に関する事。
- (2) 図書の貸出しの許可に関する事。

2 前項課（室）長共通の項第2号及び第4号に掲げる事項で政策調査室長が掌理する事務に係るもの並びに議事調査課長の項第7号から第9号までに掲げる事項については、政策調査室長限りで専決することができる。

3 前2項の規定による専決事務においても、その処理について、特に指示を受けたもの又は緊急やむを得ないもののほか、重要事項及び異例又は疑義のある事項は、上司の決裁を受けなければならない。

第7条の見出し中「局長専決事務」を「事務局長専決事務」に改め、同条第1項中「局長」を「事務局長」に改める。

第8条第1項中「がその」を「(2名以上の課長補佐を置く場合は、その事務を主に担当する課長補佐。)がその」に改め、同条第3項中「課（室）長補佐及び政策調査室長補佐にも事故がある」を「前2項の規定によって代決を得ることができない」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成22年4月1日印刷
平成22年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056